

## 栃木市の産業支援メニューをご利用ください

市では、各産業分野の支援施策として、下記メニューを用意しています。詳細は、各担当課にお問い合わせください。

事業	資金調達支援	介護離職防止支援	商店街活性化支援	産業財産権取得支援	営農支援		就農支援	企業立地支援
概要	【融資メニュー】 ①中小企業設備合理化資金 ②中小企業経営安定資金 ③小規模企業者資金 ④中小企業緊急景気対策特別資金 ⑤中小企業創業資金 ※いずれも、融資実行時に発生する信用保証料を全額補助	介護に関する課題を抱える中小企業等の事業主および従業員を対象に、介護相談員（社会福祉士、介護福祉士、ケアマネージャー等）を無償で中小企業に派遣	新規開業者や中小企業者等が対象区域内の空き店舗において開業する際に、店舗改装費、家賃及び専門家への相談費用の一部を補助	特許権・実用新案権など産業財産権の取得に要した経費の一部を補助	担い手農地集積促進補助金交付事業	「何とかしたい農」からはじまる事業	新規就農サポート事業	立地奨励金
限度額・補助率等	①融資限度額：2,000万円 利率：1.6～2.1% ②融資限度額：2,000万円 利率：1.4～1.8% ③融資限度額：1,250万円 利率：1.4～1.6% ④融資限度額：1,000万円 利率：1.0～1.3% ⑤融資限度額：500万円 利率：1.6% (一部優遇有)	利用者負担なし	店舗改装費、家賃及び専門家への相談費用の一部 ※詳細は問合先へ	対象経費の2/3の額。ただし、特許権は50万円、実用新案権、意匠権および商標権は10万円を限度 (対象経費：出願料、出願審査請求料、出願のために弁理士に支払った費用)	交付単価 ①農地中間管理機構を利用した9年を超える借受 7,000円/10a ②栃木市農業公社を利用する農地の買受 5,000円/10a ③農地中間管理機構を利用した認定新規就農者への貸付 5,000円/10a	①農業機械 45歳未満の方 補助対象経費の1/2(上限10万円) 45歳以上の方 補助対象経費の1/3(上限5万円) ②農業施設 45歳未満の方 補助対象経費の1/2(上限40万円) 45歳以上の方 補助対象経費の1/3(上限20万円)	対象経費の1/2上限60万円 ・1会計年度1回とし、2回を限度。ただし2回の補助上限60万円	交付額：立地のために取得した土地・家屋・償却資産にかかる固定資産税および都市計画税相当額 限度額：交付期間(5年または2年)において、上限3億円
補助対象	①②③④：市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者および小規模企業者 ⑤：市内において創業を予定している方、創業後1年未満の25歳以上の中小企業者または事業転換・新分野進出等を図る中小企業者 ※いずれも、市税を完納していること等の要件あり ※別途、金融機関等の審査あり	市内に事務所または事業所を有する中小企業者 ※介護相談員の派遣期間は、月1回、初回派遣日から1年間を限度	市内の対象地域の空き店舗を活用し、小売業、飲食業、サービス業等(事務所、風俗業、飲酒業及び遊戯業を除く)を開業する者 ※市税を完納していること等の要件あり ※事業の着手前に要申請。	市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者 ※産業財産権を取得後、6か月以内に限り。 ※市税を完納していること等の要件あり	①農地中間管理機構を利用して9年を超えて農地を借受けた認定農業者または認定新規就農者 ②栃木市農業公社を利用して農地を買受けた認定農業者または認定新規就農者 ③農地中間管理機構を利用して認定新規就農者に農地を貸し付けた農地所有者	・市内に住所を有し、農産物を生産し、または見込が確実である者 ・農業機械施設バンクを利用して農機具等を譲り受けた者	・市内に住所を有し、引き続き3年以上居住する見込みがある者 ・市内において新規就農し、年間150日以上農業に従事し、又は従事する見込みがある者で、主たる収入が農業収入である者 ・就農時年齢50歳未満の者 ・申請日が新規就農してから3年以内である者 ・農業次世代人材投資資金(経営開始型)に該当しない者	対象：物品の製造、加工、修理、販売を行う施設、物流、情報サービス、研究開発を行う施設 対象地域：①市内の産業団地、工業団地②用途地域③それ以外の地域(①②の交付期間は5年、③の交付期間は2年) 要件：①投下固定資産額が1億円以上(物品の販売を行う施設は2億円以上)であること②栃木市に住所を有する常時雇用の従業員が5人以上(物品の販売を行う施設は10人以上)であること③用地取得から5年以内に操業を開始すること
担当課	商工振興課 ☎(21)2371			農業振興課 ☎(21)2379・2385		農業振興課 ☎(21)2381	産業基盤整備課 ☎(21)2376	

### 募集

人権尊重の社会づくりに関し必要な事項を審議するため、栃木市人権施策推進審議会委員(公募委員)を募集します。

**定員** 2人

**対象** 満20歳以上の市内在住で人権を尊重する社会づくりに関心のある方

(※本市の審議会等の委員を2つ以上兼務している方を除く)

**任期** 令和2年7月1日～令和4年6月30日

**内容** 人権施策に関する審議など

**報酬** 4,000円(日額)

**申込** 6月10日(水)17時必着で、所定の応募用紙(問合先、大平隣保館、厚生センター、および市ホームページに設置)に必要事項を記入のうえ、400字程度の「人権施策について私が考えること」についての作文とあわせて、問合先に直接または郵送、FAX、メールで提出。

### 募集

株式会社小林縫製工業様より、学童保育支援員のためのピーチテックオフィスマスク2枚100セットの寄附をいただきました。マスクは洗って繰り返し使用できることが特徴です。いただいたマスクは有効に活用いたします。

**問** 子育て支援課 ☎(21)2772

### 栃木市人権施策推進審議会委員(公募委員)募集

人権・男女共同参画課(市役所本庁舎2階)

FAX (21)26992  
☎(21)2161  
jinken@city.tochigi.jp

### 栃木市環境審議会委員の募集

栃木市の環境保全の取り組みや環境基本計画の実施状況について審議を行う環境審議会委員を公募します。

**公募委員数** 3人(選考により決定)

**任期** 令和2年8月1日～令和4年7月31日

**応募資格** 満20歳以上の栃木市民(市内に在住、在勤又は在学する個人)で、地域の美化や環境などに興味があり、市のより良い環境づくりに関心のある方。ただし、栃木市の他の審議会等の委員を2つ以上兼務している場合は応募できません。

**内容** 環境基本計画に関する取り組みや実施状況について、審議していただきます。

**会議** 年2～3回程度、平日昼間の開催を予定

**報酬** 1回4,000円(交通費支給なし)

**募集締切** 6月15日(月)17時まで

**応募方法** 応募用紙に必要事項を記入の上、窓口・郵送・FAX・メールのいずれかにより問合せ先へ提出(応募用紙は問合先、各総合支所市民生活課、市ホームページに設置。)

**問** 環境課 ☎(21)2141  
FAX (21)26992  
kankyoun@city.tochigi.jp